高知県農業会議産地受入体制整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県産地受入体制整備補助金交付要綱に基づき、高知県農業会議産地受入体制整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　一般社団法人高知県農業会議（以下「会議」という。）は、県内各地にある産地又は地域の農業振興を図るため、地域担い手協議会等が定める産地提案書に基づき、県内外から担い手を募集するための取組について、市町村が実施する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。)は、地域担い手協議会等が、求める人材像、相談から研修、就農定着までの支援体制等を定める産地提案書の策定及びこれに基づき実施する県内外から担い手を募集するための実践活動並びに新規就農希望者と研修先とのマッチング活動等とする。

（事業実施主体、補助対象経費等）

第４条　事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助要件は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　市町村は、補助事業を実施しようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を会議に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第６条　会議は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定

し、速やかに市町村に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第２に掲げ

るいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

（１）補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

（２）補助事業の執行に際しては、会議が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければな

らないこと。

（３）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了後の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（４）補助事業に関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとすること。

（５）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

２　会議は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第８条　市町村は、補助事業の内容又は経費について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更（同項各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、別記第２号様式による補助金変更承認申請書を会議に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助金総額の増額又は30パーセントを超える減額

（２）補助事業の中止又は廃止

２　会議は、前項の規定による承認の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

（補助事業の遅延等）

第９条　市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を会議に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助金の概算払の請求手続）

第10条　市町村は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第３号様式による概算払請求書を会議に提出しなければならない。

（補助事業遂行状況報告）

第11条　市町村は、当該年度の12月10日までに、別記第４号様式による補助事業の遂行状況報告書を会議に提出しなければならない。

（補助金実績報告書）

第12条　市町村は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、別記第５号様式による補助金実績報告書を会議に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条　会議は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　（１）市町村が、この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

　（２）市町村が、虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。

　（３）市町村が、補助金の交付の条件に違反したとき。

　（４）市町村が、自らが定める規程、要綱等の規定に基づき助成金の一部又は全部を返還させたとき。

　（５）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

（補助事業の成果の検証等）

第14条　会議は、補助事業の効果を検証するために必要があると認めるときは、市町村に対

し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、市町村は、会議

からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（グリーン購入）

第15条　市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第16条　補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和２年４月６日から施行する。

２　この要綱は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付

された補助金について、第７条第３号、第13条、第14条、及び第16条の規定は、同日以降

もなおその効力を有する。

　　附則

この要綱は、令和３年４月６日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月15日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助額（１受入組織当たり） | 補助要件 |
| 区分１スタートアップメニュー | 市町村※地域担い手協議会等と密接な連携を図り実施すること | 地域担い手協議会等が産地提案書を策定するための活動及び以下に掲げる産地提案書に基づく実践活動に要する経費を補助する。①県外の就農相談会②県内の就農相談会③親元就農促進の取組④研修生受入農家への研修⑤先進事例調査 | ・謝金・旅費・需用費（食料費を除く｡）・委託費（チラシ作成委託等）　・役務費（郵送料、手数料等）・使用料及び賃借料（バス借上げ料等）・賃金及び共済費（事業に係る臨時的雇用者に限る。） | 定額20万円に加えて、補助対象経費のうち20万円を超える金額の２分の１以内 | 事業終了までに産地提案書を必ず策定（見直し）すること。 |
| 区分２継続メニュー※２回目以降の申請 | 補助対象経費の２分の１以内 | ①②③のうちいずれか１つを必ず実施すること。 |
| 区分３ | 産地提案書に基づく研修を希望する新規就農希望者と研修先とのマッチングを行うための次の活動等に要する経費を補助する。①Ｉターンを対象としたインターンシップ活動②就農体験ツアー | 補助対象経費の２分の１以内 | 区分１又は区分２の取り組みと併せて実施することができる。 |

別表第２（第６条、第７条関係）

1　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

2　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

3　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

4　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

5　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

6　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

7　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

8　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

9　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。